

分担金・拠出金の名称	ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金	平成28年度 予算額	33, 718千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国連環境計画(バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局)				
国際機関の概要	・ロッテルダム条約は、有害な化学物質の適正な管理を行うことを目的として、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、右情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重して対応するための手続を策定した条約。同条約は、2004年5月に発効、我が国は2003年に締結。締約国数は、155か国及びEU(2016年7月現在)。 ・条約事務局は、国連環境計画(UNEP)及び国連食糧農業機関(FAO)が共同で提供し、ジュネーブ及びローマに所在。UNEPが提供する事務局(ジュネーブ)については、2011年からバーゼル条約、ストックホルム条約との共同事務局となっている。				
評価基準					
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		ロッテルダム条約事務局は、同条約締約国が参加する締約国会議を準備、運営する。国際貿易の対象となる有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関する国際的な枠組を維持し発展させるため、有害化学物質の輸出入に係る各国規制情報の共有や輸出入における手続等に関する途上国の能力構築支援等の活動を実施する事務局として国際的に重要な機関である。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		1 環境問題に代表される地球規模課題は、我が国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が様々な条約や枠組みを通じた取組を継続する必要がある。「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)には、「国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む」と記載しており、地球規模課題への取組は我が国外交政策においても、重点政策に位置づけられている。 2 我が国は、最大拠出国として、締約国会議における事業計画、予算案について審議に参加し、我が国の立場を効果的に反映している。 3 我が国は、締約国会議の下部機関である化学物質審査委員会に専門家を派遣することにより、我が国の意見を可能な限り反映させるよう努めつつ条約の実施に積極的に貢献している。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		1 ロッテルダム条約事務局は、締約国会議において締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、最大拠出国として、欧州諸国等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。 2 ロッテルダム条約事務局は、バーゼル条約事務局及びストックホルム条約事務局との共同事務局として組織改編を進め、共同の技術支援活動、共同行財政サービスの提供等を導入し、効率的な組織・財政マネジメントの実現に努めている。 3. その結果、各締約国から否定的な指摘・評価は受けていない。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約事務局の専門職以上に占める邦人職員は1名。本事務局は、2011年から三条約共同事務局として組織改編を進めているが、邦人職員数は維持されており、専門職以上に占める邦人職員の割合は増加している。また、当該1名の職員は、近年P3からP4に昇格し、事務局長の補佐役を務め、締約国会議における議事進行を補佐する等、事務局内におけるプレゼンスを高めている。 2010年1月時点:2.1% (邦人職員 1名／専門職以上の職員 46名) 2015年8月時点:2.2% (邦人職員 1名／専門職以上の職員45名)			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		以下のとおりPDCAが確保されている。 ①計画段階(Plan): ロッテルダム条約締約国会議にて2か年事業計画及び予算案を審議、承認。 ②実施段階(Do): 我が国義務的拠出金の支払い、ロッテルダム条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた条約事務局の活動のモニタリング。 ③評価段階(Check): 内部・外部監査報告書や締約国会議等における運営・活動の評価。 ④フォローアップ(Act): 各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。			
担当課・室名	国際協力局地球環境課				